平成２１年（フ）第４６２号
川崎市多摩区菅北浦５丁目７番６―103号
破産者　有限会社ナカダイ製作所
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８１号
新潟県三条市塚野目字西谷内2388―１、住民票上の住所新潟県村上市藤沢344番地
破産者　中村　郁恵
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１２９号
新潟県三条市棚鱗1130番地
破産者　小林　利之
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１３０号
新潟県三条市棚鱗1130番地
破産者　小林マユミ
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１８８３号
大阪府門真市城垣町１番32号
破産者　株式会社五十野商店
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５１５号
大阪市東成区東今里３丁目３番３号
破産者　日研化学工業株式会社
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５２７号
大阪府枚方市春日野１丁目３番17号
破産者　株式会社タナカ
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４６２号
大阪府東大阪市宝持３丁目９番13号
破産者　有限会社ワークシステムサービス
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５７５号
大阪市中央区南船場４丁目７番21号
破産者　株式会社コンブゥ
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１３８号
兵庫県尼崎市大西町１丁目２番20―105号
破産者　有限会社三好商事
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１４１号
大阪府高槻市牧田町６番31―401号
破産者　有限会社アラタ
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８４４号
大阪府守口市大宮通２丁目18番15号
破産者　株式会社ガムボールインターナショナル
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１１８号
大阪市北区芝田２丁目１番３号梅仙堂ビル
破産者　株式会社アンペア
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４０３号
大阪府東大阪市荒川１丁目11番４号
破産者　株式会社エヌエスエス
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４６５号
堺市美原区今井119番地の１
破産者　株式会社本並工業
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３７３号
神戸市東灘区住吉台７番９―106号、従前の住所神戸市灘区中原通２丁目６番１号　村川商店ビル402号
破産者　按心館やすらぎ治療院こと　今岡　弘
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０２０号
神戸市中央区港島６丁目１番地
破産者　摩耶陸運株式会社
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３１５号
神戸市東灘区住吉宮町３丁目９番１号
破産者　株式会社寿幸
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０７号
岡山市北区天瀬２番６号　第一天瀬ビル601号、開始決定時の住所岡山市北区本町４番18号　コア本町2102号
破産者　伊丹　秀昭
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８４２号
岡山県玉野市東高崎24番地の209
破産者　有限会社フラット
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０７８号
北海道千歳市梅ヶ丘３丁目４番12号
破産者　八起商事株式会社
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３８号
青森県上北郡七戸町字笊田60番地１
破産者　有限会社大興運輸
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係